

○匝瑛市コミュニティ育成事業補助金交付要綱

平成18年1月23日

告示第5号

改正 平成22年6月21日告示第36号

平成23年4月22日告示第42号

令和3年6月30日告示第75号

(趣旨)

第1条 この告示は、地域社会における市民のふれあい及び快適な居住環境の確保を図り、新たな地域連帯意識を醸成するため、匝瑛市の区域内の日常生活圏域を共通にする者で構成されている地域団体（以下「地域団体」という。）が行う地区コミュニティ育成事業（以下「補助事業」という。）に要する経費について、予算の範囲内においてコミュニティ育成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、匝瑛市補助金等交付規則（平成18年匝瑛市規則第66号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等)

第2条 補助事業の種類、範囲及び補助率は、別表のとおりとする。ただし、次に掲げる経費は、補助事業の対象経費から除くものとする。

- (1) 既存施設の補修費その他の維持管理経費
- (2) 用地取得費（借地料を含む。）
- (3) 施設に設置する備品類を調達する経費（冷暖房設備を除く。）
- (4) 補助事業に係る一般事務費の経費
- (5) 前各号に掲げるもののほか、事業の直接的費用と認め難い経費

(交付の申請)

第3条 規則第3条の規定により、補助金の交付の申請をしようとする地域団体の長（以下「交付申請者」という。）は、コミュニティ育成事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) コミュニティ育成事業計画書（第2号様式）

(2) コミュニティ育成事業収支予算書（第3号様式）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第4条 規則第4条の規定により、市長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかに申請書の内容を審査し、補助金の交付の可否を決定しなければならない。

2 規則第6条の規定により、市長は、前項に規定する決定の結果をコミュニティ育成事業補助金交付決定（却下）通知書（第4号様式）により交付申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第5条 規則第5条の規定により付する交付の条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（市長が定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合は、市長の承認を受けること。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、市長の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みがない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

（補助事業の変更等）

第6条 補助金の交付の決定を受けた地域団体の長（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定後、補助事業の内容を変更し、又は中止若しくは廃止しようとする場合は、コミュニティ育成事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（第5号様式）をあらかじめ市長に提出し、承認を得なければならない。

2 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、承認の可否を決定し、その結果をコミュニティ育成事業補助金変更（中止・廃止）承認（不承認）通知書（第6号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告の提出）

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、規則第12条の規定により、コミュニティ育成事業補助金実績報告書（第7号様式）を市長に提出しなけれ

ばならない。

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、規則第13条の規定により、交付すべき補助金の額を確定したときは、コミュニティ育成事業補助金確定通知書(第8号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(交付の請求)

第9条 補助事業者が規則第15条の規定により、補助金の交付を請求しようとするときは、コミュニティ育成事業補助金交付請求書(第9号様式)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の八日市場市コミュニティ育成事業補助金交付規則(昭和56年八日市場市規則第22号)、野栄町コミュニティ育成事業補助金交付要綱(昭和62年野栄町告示第37号)又は野栄町集会施設保全事業補助金交付要綱(平成8年野栄町告示第62号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

3 平成17年度に限り、施行日の前日までに、合併前の野栄町コミュニティ育成事業補助金交付要綱第4条又は野栄町集会施設保全事業補助金交付要綱第5条の規定により補助金の申請をした者に対する当該補助金の補助対象経費、補助率及び補助限度額(野栄町コミュニティ育成事業補助金交付要綱別表地区集会场及び地区公園施設用地賃借料の項に規定する補助事業に係るものを除く。)は、この告示の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 平成31年度までの間に限り、施行日の前日までに、合併前の野栄町コミュ

ニティ育成事業補助金交付要綱第4条の規定により補助金の申請をした者のうち同要綱別表地区集会場及び地区公園施設用地賃借料の項に規定する補助事業の申請をしたものに対する当該補助金の補助対象経費、補助率及び補助限度額については、この告示の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成22年6月21日告示第36号）

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、この告示による改正前の告示の規定により調製した用紙は、施行日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成23年4月22日告示第42号）

この告示中第1条の規定は公示の日から、第2条の規定は平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和3年6月30日告示第75号）

（施行期日）

1 この告示は、令和3年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、この告示による改正前の告示の規定により調製した用紙は、施行日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表（第2条関係）

事業の種類	範囲	補助率	補助限度額
コミュニティ 集会施設整備 事業	新築及び改築（新築後20年又は増築後10年を経過していること。）の場合は、建築床面積が50平方メートル以上の集会施設	補助対象経費の2分の1以内	5,000,000円
	増築（新築又は改築後10年を経過していること。）の場合は、	補助対象経費の2分の1	1,000,000円

	建築床面積が10平方メートル以上の集会施設	以内	
	改修の場合は、事業費300,000円以上の集会施設	補助対象経費の2分の1以内	1,000,000円
コミュニティ 広場整備事業	コミュニティ広場設備事業（ただし、荒造成のみ）	補助対象経費の2分の1以内	600,000円
	遊具施設の整備	補助対象経費の2分の1以内	500,000円
その他	市長が適当と認める事業	予算の範囲内で市長が定める。	

備考

- 1 補助金には、10,000円未満の端数は付さない。
- 2 補助対象となった集会施設等については、当該補助金の交付を受けた翌年度から5年間は、この告示に係る補助対象となることができない。

第1号様式(第3条関係)

コミュニティ育成事業補助金交付申請書

年 月 日

匝瑳市長 あて

申請者 所在地

団体名

代表者氏名

電話

年度においてコミュニティ育成事業を実施したいので、匝瑳市補助金等交付規則第3条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助事業名

2 補助事業の経費の配分

補助対象経費 円

その他の経費 円

計 円

3 補助事業の内容

4 補助事業の着手及び完了の予定年月日

着手 年 月 日

完了 年 月 日

5 交付を受けようとする補助金の額

円

(補助対象経費 円の %)

6 その他参考となるべき事項

7 添付書類

(1) コミュニティ育成事業計画書(第2号様式)

(2) コミュニティ育成事業収支予算書(第3号様式)

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第2号様式(第3条関係)

コミュニティ育成事業計画書

- 1 事業名
 - (1) 事業名
 - (2) 施設の設置整備の場所
 - (3) 施設の用地所有者
- 2 地区の概況
- 3 コミュニティ活動計画

添付書類

- 1 実施設計書
- 2 位置図
- 3 建築確認通知書の写し
- 4 用地確保に関する申立書(借地等の場合)

第3号様式(第3条関係)

コミュニティ育成事業収支予算書

(1) 収入の部

単位 円

区分	金額	備考
地区負担額		
市補助額		
その他		
合計		

(2) 支出の部

区分	金額	備考
1		
(1)		
(2)		
(3)		
2 その他		
合計		

第4号様式(第4条関係)

第 号

年 月 日

様

匝瑳市長 印

コミュニティ育成事業補助金交付決定(却下)通知書

年 月 日付で申請のあったコミュニティ育成事業補助金については、下記のとおり交付の決定(却下)をしたので、匝瑳市補助金等交付規則第6条の規定により、通知します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 交付条件
 - (1) 補助事業の内容又は経費の配分を変更(市長が定める軽微な変更を除く。)しようとする場合は、市長の承認を受けること。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、市長の承認を受けること。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みがない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- 3 却下の理由

第5号様式(第6条関係)

コミュニティ育成事業補助金変更(中止・廃止)承認申請書

年 月 日

匝瑳市長 あて

申請者 所在地

団体名

代表者氏名

電話

年 月 日付け第 号で交付決定のあったコミュニティ育成事業について下記のとおり変更(中止・廃止)したいので、匝瑳市コミュニティ育成事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により、申請します。

記

- 1 変更(中止・廃止)の内容
- 2 変更(中止・廃止)の理由
- 3 変更(中止・廃止)の時期

第6号様式(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

匝瑳市長 

コミュニティ育成事業補助金変更(中止・廃止)承認(不承認)通知書

年 月 日付けで申請のあったコミュニティ育成事業補助金の変更(中止・廃止)については、下記のとおり決定をしたので、匝瑳市コミュニティ育成事業補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

1 承認します。

(1) 決定の内容

(2) 補助金の額 変更前
変更後

2 承認しません。

理由

第7号様式(第7条関係)

コミュニティ育成事業補助金実績報告書

年 月 日

匝瑳市長 あて

報告者 所在地
団体名
代表者氏名
電話

年 月 日付け第 号で交付決定のあったコミュニティ育成事業について事業が完了したので、匝瑳市補助金等交付規則第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円

- 2 補助事業の着手及び完了年月日
着手 年 月 日
完了 年 月 日

- 3 補助金の交付決定額及び精算額
交付決定額 円
精算額 円
不用額 円

- 4 添付書類
 - (1) 決算見込書の写し
 - (2) 契約書の写し
 - (3) 施設の写真

第8号様式(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

匝瑳市長 印

コミュニティ育成事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあったコミュニティ育成事業補助金については、匝瑳市補助金等交付規則第13条の規定により、下記のとおり交付額を確定します。

記

交付確定額 金 円

第9号様式(第9条関係)

コミュニティ育成事業補助金交付請求書

年 月 日

匝瑳市長 あて

請求者 所在地
団体名
代表者氏名
電話

年 月 日付け第 号で額の確定通知のあったコミュニティ育成事業補助金について、匝瑳市補助金等交付規則第15条の規定により、下記のとおり請求します。

記

交付請求額 金 円

振込金融機関名		本支店名	
フリガナ			
口座名義			
口座の種類			
口座番号			

第 1 号様式 (第 3 条関係)

第 2 号様式 (第 3 条関係)

第 3 号様式 (第 3 条関係)

第 4 号様式 (第 4 条関係)

第 5 号様式 (第 6 条関係)

第 6 号様式 (第 6 条関係)

第 7 号様式 (第 7 条関係)

第 8 号様式 (第 8 条関係)

第 9 号様式 (第 9 条関係)